

近代熊本における風致地区制度の運用に関する研究

Study on use of Scenic Zone System under the modernization in Kumamoto

熊本大学大学院自然科学研究科社会環境工学専攻

本田 百合絵

1. 序論

風致地区制度は、1919 年の旧都市計画法（以下、旧法）に規定され、旧法の条文では「風致維持」がうたわれている。熊本都市計画風致地区は、1930 年に、市街地を取り囲むように、八景水谷、立田山、成趣園、江津湖、万日山、本妙寺山の 7 地区が指定された（図 1）。また風致地区指定理由書には、市街地の膨張に伴い景勝地が破壊されることをおそれて指定にいたったことが記されている。しかし、風致地区規則には、具体的な禁止事項は示されず、厳しい取り締まりもなされていなかった。

本研究では、近代熊本において風致地区が期待されていた役割を明らかにすることを目的にする。またその前提として、風致地区制度の運用の実態を明らかにする。

2. 熊本都市計画風致地区に関する構想理念

当時の風致地区が期待されていた役割を把握するために、風致地区の指定当初の目標を明らかにした。

風致地区指定時、風致地区の多くは、「住宅地」や「公園」としての可能性が見出され、「風致を維持し利用する」という立場から方針が示されていた。また、風致地区の多くは、周辺の軌道・街路整備が進み、市街地との往来が便利になりつつあった。さらに、風致地区は、非保健的かつ非衛生的な「都市」に対して、健康を享受する場所であると考えられていた。

3. 風致地区指定に絡む都市の発展過程

都市の発展過程を整理し、都市計画における風致地区の位置づけを明らかにした。

熊本市は、大都市として成長していく過程で、熊本市外も含むような都市計画区域を設定した。都市計画事業を推進するために、熊本市外で都市計画区域に含まれた地域を合併していった。また、用途地域の指定などにより、秩序ある市街地が形成されてきていた。風致地区の多くは、指定当時、市の中心部との往来が便利になっていただけではなく、実際に人口や住宅が増加傾向にある場所であった。

4. 近代熊本における風致地区の役割に関する分析

風致地区が期待されていた役割について明らかにするために、都市と郊外の関係性に着目して、風致地区の位置づけを明らかにした。

(1) 風致地区における指定後の開発動向

風致地区指定後に、立田山地区、江津湖地区、花岡山地区では公園期成会、水前寺、花岡山地区では土地区画整理組合が設立され、登山道の整備や美化活動など、それぞれ実現に向けて動いていた。本妙寺山地区では期成

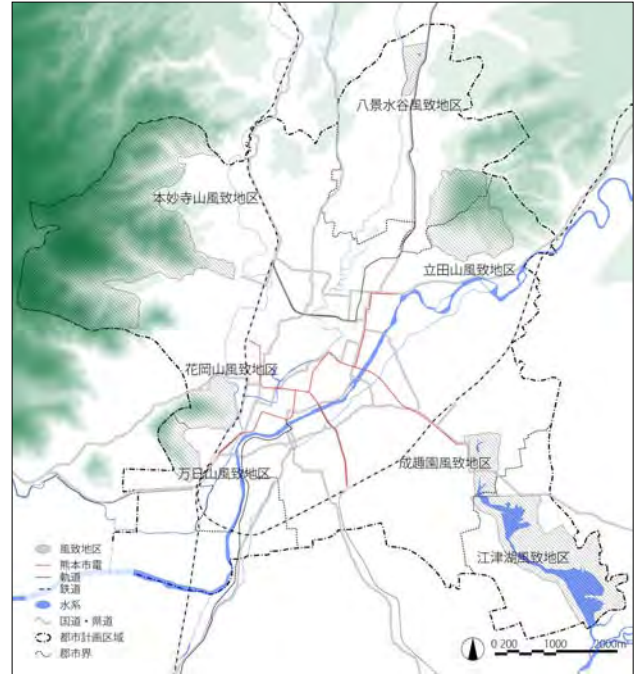


図 1 指定当時（1930 年）における風致地区位置図

会はつくられていないものの、公園化を見据えた緑地整備が行われた。

(2) 都市との関係性に着目した風致地区の位置づけ

都市計画区域が人口増加の予測に基づいていること、都市部への人口集中の問題、街路・軌道整備の進行状況を合せて考えると、都市部に集中すると考えられる人口を、交通の便が良い郊外へ分散させようとしていたことが推測される。風致地区は周辺の交通機関が整備されていたり、公園化されるなど「人を惹き付ける充分なる力」を有していた。また土地区画整理地区は、新聞記事などで、周辺環境の良さが紹介されており、住宅地を売り出すうえでのうたい文句になっていたといえる。

風致地区は、都市の中心部の人口を分散させる衛星都市建設のための下地として、指定されたことが読み取れた。

5. 結論

本研究では、近代熊本における風致地区が、都市の中心部の人口を分散させる役割をもって、衛星都市が建設されようとしていたことが示された。

参考文献

新熊本市史編纂委員会編：『熊本市史関係資料集第 5 集 熊本市都市計画事業・産業調査資料（大正・昭和初期）』，熊本市，2001